

広島県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和二年六月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
病院	医療法人和同会 広島グリーンヒル病院介護医療院	広島市佐伯区五日市町大字下河内188番地6	令和2年6月16日
病院	呉記念病院介護医療院	呉市郷原町2379番地42	令和2年6月16日